



島根県報

令和2年5月26日（火）

第 109 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定（2件）（高齢者福祉課） 2

保安林予定森林（森林整備課） 2

【公 告】

公共測量の実施（技術管理課） 3

【特定調達公告】

施設管理台帳システム整備業務委託に係る一般競争入札の落札者等（企業局経営課） 3

島根県警察情報ネットワーク用等パソコンの賃貸借に係る一般競争入札の実施（警察本部） 3

【漁調委指示】

延縄漁業の操業の制限 6

告 示**島根県告示第358号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の指定居宅サービス事業者及び同法第53条第1項の指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号及び第115条の10第1号の規定により告示する。

令和2年5月26日

島根県知事 丸 山 達 也

事業者の名称又は氏名	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
社会福祉法人暁ほほえみ福祉会	短期入所生活介護	介護複合施設まとい	益田市高津町イ2559-1	令和2年5月1日
	介護予防短期入所生活介護			

島根県告示第359号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の指定居宅サービス事業者及び同法第53条第1項の指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号及び第115条の10第1号の規定により告示する。

令和2年5月26日

島根県知事 丸 山 達 也

事業者の名称又は氏名	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
社会福祉法人慈光会	短期入所生活介護	特別養護老人ホーム湯	大田市温泉津町上村461番地	令和元年11月1日
	介護予防短期入所生活介護	の郷苑		

島根県告示第360号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和2年5月26日

島根県知事 丸 山 達 也

1 保安林予定森林の所在場所

雲南市木次町湯村932、933-1、1649-1（次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び雲南市役所に備え置いて縦覧に供

する。)

公 告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について出雲市長から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和2年5月26日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 作業種類
公共測量（航空レーザ測量）
- 2 作業期間
令和2年5月11日から同年8月28日まで
- 3 作業地域
出雲市湖陵町常楽寺

特 定 調 達 公 告

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

令和2年5月26日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 落札に係る物品等又は役務の名称及び数量
施設管理台帳システム整備業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地
島根県企業局経営課 島根県松江市殿町8番地
- 3 落札者を決定した日
令和2年5月13日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社ジェクト 代表取締役社長 杉岡 潔 島根県松江市浜佐田町939-3
- 5 落札金額
42,680,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例公告を行った日
令和2年3月23日

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

令和2年5月26日

1 入札に付する事項

(1) 件名及び数量

島根県警察情報ネットワーク用等パソコンの賃貸借 1,224台

(2) 入札案件の様態等

入札説明書のとおり

(3) 賃貸借期間

令和3年3月1日から令和9年2月28日まで

2 入札方法

- (1) この案件は、電子入札対象案件とする。入札書は、島根県電子調達共同利用システム（以下「電子調達システム」という。）により提出すること。

なお、やむを得ない事由により電子調達システムで入札書を提出することができない場合は、県の承認を得て、書面により提出することができる。

- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する額を除いた金額を入札書に記載すること。

3 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。

- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者で当該期間を経過していないもの（その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者を含む。）でないこと。

- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団等」という。）を経営に関与させている者でないこと。

- (4) 物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）第4条の規定により、入札参加資格の認定を受け、入札参加資格者名簿の営業種目が大分類「14借入品」小分類「(2)情報処理機器」に登録されている者であること。

- (5) 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の売買、借入れ等に係る入札において指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。

- (6) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。

- (7) 本件入札に関し、提出書類を提出期限までに提出し、島根県警察本部長の入札参加資格の認定を受けた者であること。

4 契約条項を示す場所、担当する本庁等の名称及び問合せ先

〒690-8510 島根県松江市殿町8番地1

島根県警察本部警務部会計課用度係

電話 0852-26-0110 内線 2241、2242

5 入札説明書の交付等

(1) 入札説明書の交付方法

本公告の日から令和2年7月5日（日）までの間、電子調達システムにより交付する。

なお、これにより難しい場合は次により交付する。

ア 交付期間

本公告の日から令和2年7月3日（金）までの間（島根県の休日を定める条例（平成元年島根県条例第9号）第1条第1項に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

イ 交付場所

4の場所

(2) 入札説明会

行わない。

6 入札参加希望者に要求される事項

(1) この入札に参加を希望する者は、令和2年7月7日（火）正午までに、入札説明書に定める方法により入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、この入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。

(2) 提出された申請書に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(3) 期限までに申請書を提出しなかった者又は入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。

7 入札期間、開札日時等

(1) 電子調達システムによる入札の期間

令和2年7月15日（水）午前9時から同月16日（木）午後4時まで

(2) 書面による入札の日時、場所等

ア 日時

令和2年7月16日（木）正午まで

イ 場所

4の場所

ウ 郵便（書留等配達記録が残るものに限る。）による入札については、令和2年7月16日（木）正午までに到着していること。

(3) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和2年7月17日（金）午前10時30分

イ 場所

島根県松江市殿町8番地1 島根県警察本部7階 小会議室

8 その他

(1) 契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第61条第1項の規定により、賃貸借に係る金額を賃貸借期間の月数で除し、12を乗じて得た額の合計金額の100分の5以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第61条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 契約保証金

島根県会計規則第69条第1項の規定により、賃貸借に係る金額を賃貸借期間の月数で除し、12を乗じて得た額の合計金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(4) 入札執行の取りやめ又は延期

不正の入札が行われるおそれがあると認められるとき、又は天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入

札を取りやめ、又は延期することがある。

(5) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたときその他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

(6) 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 契約書作成の要否

要する。

(8) 不当介入への対応

入札の履行に当たって暴力団等から不当介入を受けたときは、島根県警察本部警務部会計課に通報すること。
なお、当該通報を怠ったと認められるときは、注意喚起その他の必要な措置を講ずるものとする。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

9 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be leased : Laptop Computer for the Shimane Prefectural Police Information Network, 1,224 units
- (2) Period for tender by electronic bidding : From 9 : 00 a.m. July 15, 2020 to 4 : 00 p.m. July 16, 2020
- (3) Time limit for tender by bringing : At noon July 16, 2020
(Bids by post must be received by noon on July 16, 2020)
- (4) Contact point for the notice : Office of Accounting Finance Section, Police Administration Department, Shimane Prefectural Police Headquarters, 8-1 Tono-machi, Matsue-shi, Shimane, 690-8510 Japan
TEL : 0852-26-0110 (ext.2241 or 2242)

漁 業 調 整 委 員 会 指 示

島根県連合海区漁業調整委員会指示第2-1号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定により、島根県沖合海面における延縄漁業（ふぐ浮き延縄漁業、無動力漁船又は総トン数5トン未満の動力漁船を使用しての延縄漁業を除く。）について、次のとおり指示する。

令和2年5月26日

島根県連合海区漁業調整委員会会長 葛 西 清 秀

1 操業の承認

島根県沖合海面において総トン数5トン以上の動力漁船を使用して延縄漁業を操業しようとする者は、使用する漁船ごとに別に定める取扱要領により島根県連合海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けなければならない。

2 承認対象漁船

承認の対象となる漁船は、次の各号のいずれかに該当するものであること。

- (1) 前年度島根県沖合海面において当該漁業の操業の実績を有する者が使用するもの
- (2) 委員会が特に認めたもの

3 制限又は条件

この漁業の制限又は条件は、次のとおりとする。

(1) 操業禁止海域

漁 船 規 模	操 業 禁 止 海 域
総トン数5トン以上10トン未満	島根県登録漁船にあつては、共同漁業権が設定されている海面。ただし、当該漁業権者の同意を得た場合にあつては、この限りではない。 島根県登録漁船以外にあつては、最大高潮時海岸線から3,000メートル以内の海域。なお、共同漁業権が設定されている海面がこれを越える場合は、共同漁業権が設定されている海面とする。
総トン数10トン以上	最大高潮時海岸線から3海里以内の海域。ただし、島根県隠岐郡の地先海面にあつては、最大高潮時海岸線から2海里以内の海域とする。

(2) 漁具漁法の制限

島根県隠岐郡の最大高潮時海岸線から10海里以内の海域では、1月1日から7月31日まで及び12月1日から同月31日までの間は、油付餌料を使用してはならない。

(3) 承認証の備付け等

この漁業の承認を受けた者は、操業の際は、承認証を当該漁船に備え付けるとともに、島根県登録漁船以外にあつては取扱要領に定める標旗又は標識を掲げなければならない。

4 漁獲実績報告書の提出

この漁業の承認を受けた者は、取扱要領に定める漁獲実績報告書を、承認を受けた年の翌年6月30日までに委員会に提出しなければならない。

5 承認の取消し

この指示に違反した場合には、承認を取り消すことがある。

6 指示の有効期間

この指示の有効期間は、令和2年6月1日から令和5年5月31日までとする。